

# スネイルサッカークラブ(スクール・Jr・Jrユース)チーム規約

## 第1条 名称

当クラブは特定非営利活動法人おたくさスポーツ&カルチャークラブの運営するサッカークラブであり、「スネイルサッカークラブ(スネイルSC)」と称する。

## 第2条 事務局

当クラブの事務局は、特定非営利活動法人おたくさスポーツ&カルチャークラブの事務局内に置く。  
〒856-0817 長崎県大村市古賀島町110番3号  
tel.・fax. 0957-54-5729

## 第3条 所属協会

3種(15歳以下)、4種(12歳以下)共に諫早市サッカー協会に所属する。

## 第4条 目的

サッカーの技術を楽しく学びながら、活動を通して挨拶や礼儀、フェアプレー精神、協調性や忍耐力、周囲への思いやりと感謝の心を備えた選手を育成し、生涯にわたってスポーツを愛し、社会に貢献できる人材を育てることを目的とする。

## 第5条 チーム構成

- 1)スネイル(当クラブの登録選手として公式戦に出場)  
U-15(中学校1・2・3年生)  
U-12(小学校4・5・6年生)  
U-9 (小学校1・2・3年生)
- 2)スクール I (協会未登録の小学校1～6年生)
- 3)スクール II (他チーム登録の小学校1～6年生)
- 4)キッズ(年少～年長)

## 第6条 入会資格

当クラブに入会できるものは、本規約の目的と内容に賛同した者とし、当クラブが入会に適すると認めた者とする。

## 第7条 入会

親権者の許可を条件とし、所定の申込書に必要事項を記入、捺印して事務局へ提出する。  
尚、入会と同時に、特定非営利活動法人おたくさスポーツ&カルチャークラブの一般会員となる。

## 第8条 会費

- 1)入会金(入会時1家族につき1回のみ)
- 2)年会費(兄弟姉妹2人目半額) スクール I 半額、キッズ・スクール II 無料  
\* チーム登録費、個人登録費、大会参加費(公式戦)、グラウンド使用料、スポーツ保険料、備品、薬品の購入に充てる。
- 3)月会費(兄弟姉妹2人目半額、3人目無料) \* 高額のコースを1人目とする。  
ただし、2)年会費、3)月会費については、入会月や条件によって異なる。  
\* 上記の会費は、原則として申込書提出月の翌月分から納入。  
内、入会金から1,000円、年会費から1,200円は、法人の運営資金とする。  
\* 中学3年生の11月以降の会費については、各選手の活動状況により決定する。  
\* 一旦納入した入会金、年会費、月会費は、理由の如何に問わず返金しない。

## 第9条 会費納入方法

チームが用意する会費納入袋で、納入日、内訳を記入し期日までに納入する。  
納入期日を10日間過ぎても連絡がない場合、請求書を発行する。

- 納入日 \* 年会費: 毎年4月2週目までに一括払いとする。  
\* 月会費: 毎月末までに翌月分を納入する。  
\* チームを退会する場合は、その属する月までを納入する。

## 第10条 退会及び休会

会員が自己都合により退会、休会をする場合は、事前に必ず事務局に申し出、承認を得ること。  
事務局への届け出がない場合は、活動中とみなし、月会費を全額請求する。

#### 第11条 復帰

退会、休会した者の復帰は認める。ただし、移籍の場合は協議の上決定する。

#### 第12条 服装

スクール生は基本的には自由とする。  
スネイルSC に所属する選手(登録選手)については、チーム指定のウェアを購入し着用すること。

#### 第13条 保険

会員は入会と同時にスポーツ安全保険に加入すること。  
保険請求の為、クラブ管理下の活動中における事故、負傷により通院(入院)した場合は、速やかに事務局に連絡すること。

#### 第14条 免責

当クラブの活動中に負傷をした場合、応急処置は行いが、  
その後の処置については各家庭にて行い当クラブは責任を負わない。

クラブ管理下における不測の事故による障害については、  
スポーツ安全保険の補償範囲内としそれを超える補償は負わない。

当クラブにおける盗難、傷害、事故についての賠償責任は負わない。

#### 第15条 遵守事項

会員は本規約を遵守すること。

#### 第16条 除名

当クラブは会員(親権者含む)が本規約に違反したり、チームの名誉と品格を汚す行動をとった場合、  
会員として不適格と判断し除名することができる。

会員が会費の支払いを6ヶ月間滞納した場合、除名することができる。  
ただし、事前に事務局に承認を得ている場合はその限りではない。

#### 第17条 規約改定

本規約は必要に応じて随時改定、補足できる。

#### 第18条 施行

本規約は2011年1月1日より施行。  
改定2013年12月11日。